

令和3年度

学校等監査結果報告書

令和4年3月

焼津市監査委員

目 次

総 括	1
《 監 査 結 果 》	3
小 ・ 中 学 校		
幼 稚 園		
公 民 館		
全 体 意 見		

総 括

1 監査の基準

焼津市監査基準（令和2年3月19日焼津市監査委員告示第3号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項による学校等監査

3 監査の対象

監査の対象部局は次表のとおりである。市立小学校、市立中学校、市立幼稚園、公民館における財務事務の執行状況、準公金の取扱い、学校施設の管理状況等について監査を実施した。

小学校	焼津東小学校、焼津南小学校、焼津西小学校、 <u>豊田小学校</u> 、小川小学校、港小学校、東益津小学校、 <u>大富小学校</u> 、黒石小学校、和田小学校、 <u>大井川南小学校</u> 、 <u>大井川東小学校</u> 、 <u>大井川西小学校</u>
中学校	焼津中学校、大村中学校、 <u>豊田中学校</u> 、小川中学校、東益津中学校、 <u>大富中学校</u> 、和田中学校、港中学校、 <u>大井川中学校</u>
幼稚園	大富幼稚園、 <u>さつき幼稚園</u> 、静浜幼稚園、静浜幼稚園下藤分園、 <u>大井川西幼稚園</u> 、 <u>大井川南幼稚園</u>
公民館	焼津公民館、 <u>豊田公民館</u> 、 <u>小川公民館</u> 、東益津公民館、 <u>大富公民館</u> 、和田公民館、港公民館、大村公民館、 <u>大井川公民館</u>

学校等監査は3年に1度のサイクルで現地調査を実施している。下線の学校は令和3年度の現地調査対象。

4 実施日、実施場所及び範囲

実施日	実施場所	監 査 の 範 囲
令和3年10月7、8、11日	各幼稚園、小中学校及び公民館で実施	令和3年度における事務事業の執行状況 (必要に応じて、過年度の事務事業も対象とした。)

5 監査の着眼点

監査基準に掲げる監査等の目的を着眼とした。

学校等監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が法令に適合しているか。
- (2) 準公金に関する事務の執行が適正に行われているか。
- (3) 現金、通帳、郵券等の金券などの管理が適正に行われているか。
- (4) 備品や薬品の保管が適正に行われているか。

(5) 施設の安全点検や修繕が適正に行われているか。

6 監査の実施内容

令和3年度一般会計・特別会計等定期監査実施計画に基づき、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明を聴取した後、質疑を行って実施した。

7 監査の結果

監査を実施した結果、事務事業や財務に関する執行等については、おおむね適正に執行されていると認められた。

※用語解説

指摘事項：重大な法令違反、著しく公平性・経済性・効率性・有効性に欠ける事業又は行為、指示しても改善されない事業又は行為で措置や改善を求めるもの

指示事項：指摘には至らないが、事務処理等に措置や改善を求めるもの

所見：検討や要望を求めるもの

1 監査結果

(1) 小学校

監査結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

(2) 中学校

監査結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

(3) 幼稚園

監査結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

【所見】

特別支援教育や外国籍の子どもへの対応について

近年の幼児教育においては、支援を必要とする子どもへの対応が求められている。幼児期は義務教育へとつながる重要な時期であり、早期からの教育相談・支援体制の構築や小学校との連携が必要である。特別支援教育や外国籍の子どもへの対応など、新たな課題の解消に努められたい。

(4) 公民館

監査結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

2 全体意見

【所見】

準公金の取扱いについて

準公金の取扱いについては、着服などの不祥事が発生しないためにも、定期的にチェックできる体制を構築されることを要望する。